

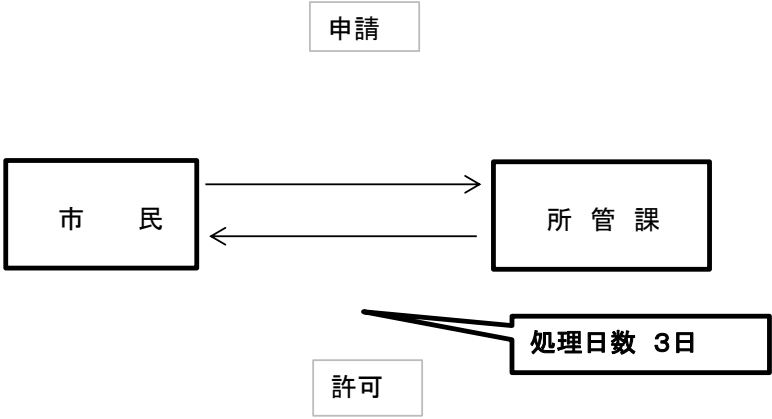
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 236

処 分 名	給水装置新設等及び給水の承認		
処 分 の 概 要	共同給水施設(釣島)に接続する給水装置等の新設、改造、修繕等を実施する者からの申請に基づき、事前に審査し許可書を交付する。		
根 拠 法 令 名	松山市共同給水施設条例(平成14年条例第19号)		
条 項	第4条		
所 管 課	生活衛生課		
経由機関での処理期間		なし	
所管課での処理期間		3日	
標 準 処 理 期 間		計	3日
審 査 基 準	未設定		
【根拠法令等】			
松山市共同給水施設条例			
(給水装置の新設等の申込み)			
第4条 給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。			

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。